

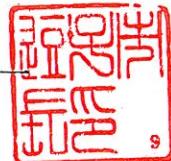


諮詢第28号

2013年(平成25年)11月22日

逗子市情報公開運営審議会
会長 小島 隆雄 様

逗子市長 平井 竜



逗子市情報公開条例第8条の一部改正について（諮詢）

このことについて、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第16条第2項の規定に基づき、別紙事案につきましてご審議いただきたく諮詢いたします。

事務担当 情報公開課

【別 紙】

1 請問の内容

逗子市情報公開条例

第8条中「どうか」を「否か」に、「明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、」を「非公開情報のうち、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを開示することとなるときは、」に改める。

逗子市情報公開条例の解釈運用基準

（存否応答拒否）第8条関係

【参考資料：新旧対照表、解釈運用基準】

2 提案理由

*改正の趣旨

逗子市情報公開条例は、知る権利を制度的に保障するものであり、第2条（基本原則）に「開示することを原則」（第1項第2号）とし、また「基本的人権としての個人の尊厳を守るために、個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮を払う」（第1項第3号）とも規定しています。

この基本原則のもと、第8条では、「明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り存否応答拒否することができる。」と規定し、存否を明らかにできない情報の取扱いについて、開示請求を拒むことができる場合の例外規定として位置づけています。

しかしながら、情報の内容によっては存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示したと同様に特定個人の情報が事実上開示されると同様の場合があり、現在の条文にある「明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合」以外であっても、適切に個人情報が保護されるべきと考え、条文の一部を改正するものです。

また、情報公開制度の例外的な措置であるため、濫用されがないよう、その該当性について個別具体的に十分検討し、「明らかに特定個人の個人情報が事実上開示されると同様の意味合いになる場合に限り」適用されるべきであることから、解釈運用基準についても改正し、厳密な判断がされるよう明記するものです。